

退職合意書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、乙の退職に関し、次のとおり合意する。

第1条（合意退職）

甲及び乙は、甲乙間の雇用契約を 年 月 日（以下「退職日」という。）限り、合意により終了する。

第2条（退職の理由）

乙の退職は、甲の退職勧奨に乙が応じたことによるものであることを、甲乙相互に確認する。

2 甲は、雇用保険の離職証明書の離職理由欄に、前項の事実のとおり事業主からの退職勧奨による離職である旨を記載する。

第3条（業務の引継ぎと年次有給休暇）

乙は、 年 月 日までに、甲の指示に従い担当業務の引継ぎを行う。

2 乙は、前項の日の翌日から退職日までの所定労働日に、残存する年次有給休暇（ 日）を取得する。

第4条（賃金及び退職金）

甲は、乙に対し、退職日までの賃金を、就業規則及び賃金規程に従い所定の支払日に支払う。

2 甲は、乙に対し、退職金規程に基づく退職金を、 年 月 日までに支払う。

第5条（解決金）

甲は、乙に対し、前条の賃金及び退職金とは別に、本件退職に係る解決金として金 円を、 年 月 日限り、乙の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

2 前項の支払に当たり、法令により源泉徴収すべき税額があるときは、甲はこれを控除して支払う。

第6条（貸与品の返還等）

乙は、退職日までに、社員証、パソコン、携帯電話その他甲からの貸与品を返還し、業務上の資料及びデータ（複製物を含む。）を返還又は消去する。

第7条（秘密保持）

乙は、退職後も、在職中に知り得た甲の営業上又は技術上の秘密情報及び顧客の個人情報を、第三者に開示し、又は漏えいしない。

第8条（相互の名誉の尊重）

甲及び乙は、相互に、相手方を誹謗中傷し、又は相手方の名誉若しくは信用を害する言動をしない。

第9条（清算条項）

甲及び乙は、本合意書に定めるもののほか、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第10条（任意の合意であることの確認）

乙は、 年 月 日に甲から本合意書の案の交付と説明を受け、本日まで内容を検討する期間を得たうえで、自らの自由な意思により本合意書に署名することを確認する。

本合意の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名（署名）押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

氏名

印